不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>支給の制限</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>児童手当法第１０条</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>こども未来部こども支援課こども給付係</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処
分
基
準</td><td>関　係　条　項</td><td></td></tr>
<tr><td>基　　準
（未設定の場合はその理由）</td><td>市区町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無等に関する書類を提出すべきことを命じ、または当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。

しかし、受給資格者が、正当な理由がなくて、命令に従わず、または当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td></td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成２７年４月１日設定（平成　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>